ウトナイ北三丁目　字沼ノ端の一部
ウトナイ北四丁目　字沼ノ端の一部
ウトナイ北五丁目　字沼ノ端の一部
ウトナイ北六丁目　字沼ノ端の一部
ウトナイ北七丁目　字沼ノ端の一部
ウトナイ北八丁目　字沼ノ端の一部
ウトナイ北九丁目　字沼ノ端の一部、字植苗の一部
ウトナイ北十丁目　字沼ノ端の一部、字植苗の一部
ウトナイ北十一丁目　字沼ノ端の一部、字植苗の一部
ウトナイ北十二丁目　字沼ノ端の一部、字植苗の一部
ウトナイ南一丁目　字沼ノ端の一部
ウトナイ南二丁目　字沼ノ端の一部
ウトナイ南三丁目　字沼ノ端の一部
ウトナイ南四丁目　字沼ノ端の一部
ウトナイ南五丁目　字沼ノ端の一部
ウトナイ南六丁目　字沼ノ端の一部
ウトナイ南七丁目　字沼ノ端の一部
ウトナイ南八丁目　字沼ノ端の一部

一　団体名　岩手県宮古市
二　実施期日　平成二十七年十一月九日
三　実施区域

| 町名 | 住居表示実施前の町名等 |
|---|---|
| 田老一丁目 | 田老字館が森の一部、田老字田の沢の一部、田老字田中の一部 |
| 田老二丁目 | 田老字館が森の一部、田老字川向の一部 |
| 田老三丁目 | 田老字荒谷の一部、田老字館が森の一部、田老字川向の一部 |
| 田老四丁目 | 田老字荒谷の一部、田老字ケラスの一部、田老字館が森の一部 |
| 田老三王一丁目 | 田老字乙部の一部 |
| 田老三王二丁目 | 田老字乙部の一部、田老字青砂里の一部 |
| 田老三王三丁目 | 田老字乙部の一部、田老字青砂里の一部、田老字越田の一部 |

一　団体名　鹿児島県鹿児島市
二　実施期日　平成二十七年十一月九日
三　実施区域

| 町名 | 住居表示実施前の町名等 |
|---|---|
| 薬師二丁目 | 原良町の一部 |
| 原良四丁目 | 原良町の一部 |
| 広木二丁目 | 田上町の一部 |
| 広木三丁目 | 田上町の一部 |

一　団体名　沖縄県うるま市
二　実施期日　平成二十七年十一月十六日
三　実施区域

| 町名 | 住居表示実施前の町名等 |
|---|---|
| 安慶名一丁目 | 字安慶名の一部、字田場の一部 |
| 安慶名二丁目 | 字安慶名の一部、字西原の一部 |
| 安慶名三丁目 | 字安慶名の一部、字西原の一部 |

一　団体名　大分県大分市
二　実施期日　平成二十七年十一月二十一日
三　実施区域

| 町名 | 住居表示実施前の町名等 |
|---|---|
| 京が丘南一丁目 | 京が丘南一丁目 |
| 京が丘南二丁目 | 京が丘南二丁目 |
| 京が丘南三丁目 | 大字松岡字尾平の一部、大字松岡字笹越、大字松岡字長堂の一部、大字下判田字辻の一部、大字下判田字堤ケ迫の一部、大字下判田字ヲバイ山の一部 |

一　団体名　福岡県糟屋郡新宮町
二　実施期日　平成二十七年十一月二十一日
三　実施区域

| 町名 | 住居表示実施前の町名等 |
|---|---|
| 上府北一丁目 | 大字上府の一部 |
| 上府北二丁目 | 大字上府の一部 |
| 上府北三丁目 | 大字上府の一部 |
| 上府北四丁目 | 大字上府の一部 |

一　団体名　山梨県富士吉田市
二　実施期日　平成二十七年十一月二十四日
三　実施区域

| 町名 | 住居表示実施前の町名等 |
|---|---|
| 富士見一丁目 | 下吉田の一部、新倉の一部 |
| 富士見二丁目 | 下吉田の一部、新倉の一部 |
| 富士見三丁目 | 下吉田の一部、新倉の一部 |
| 富士見四丁目 | 下吉田の一部 |
| 富士見五丁目 | 下吉田の一部 |
| 富士見六丁目 | 下吉田の一部 |
| 富士見七丁目 | 下吉田の一部 |

一　団体名　兵庫県西宮市
二　実施期日　平成二十七年十一月三十日
三　実施区域

| 町名 | 住居表示実施前の町名等 |
|---|---|
| 山口町中野1丁目 | 山口町中野の一部 |
| 山口町中野2丁目 | 山口町中野の一部 |
| 山口町中野3丁目 | 山口町中野の一部、山口町上山口の一部 |

一　団体名　大阪府貝塚市
二　実施期日　平成二十七年十一月三十日
三　実施区域

| 町名 | 住居表示実施前の町名等 |
|---|---|
| 半田二丁目 | 半田の一部、津田の一部、久保の一部 |
| 近木町 | 近木の一部、海塚の一部、中の一部、南 |

一　団体名　北海道札幌市
二　実施期日　平成二十七年十二月一日
三　実施区域

| 町名 | 住居表示実施前の町名等 |
|---|---|
| 手稲区の一部 | |
| 星置三条一丁目 | 手稲山口 |

一　団体名　大阪府岸和田市
二　実施期日　平成二十七年十二月七日
三　実施区域

| 町名 | 住居表示実施前の町名等 |
|---|---|
| 八阪町三丁目 | 八阪町三丁目の一部、上松町の一部、下松町の一部 |
| 上松町一丁目 | 上松町の一部、下松町の一部 |

**○法務省告示第三百七十六号**

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ及びロの規定に基づき、平成二十六年法務省告示第五百七十八号（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月七日

法務大臣　岩城　光英

別表第二の1に次の一号を加える。

三　沖縄科学技術大学院大学学園に要する経費

別表第二の2第一号中「推進費（委託）」を「委託費」に改め、第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、同表の2に次の一号を加える。

五　国立研究開発法人情報通信研究機構に要する経費

別表第二の3第七号中「研究領域」を「・解析研究」に改め、第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第五十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表の3に次の五号を加える。

五十三　研究大学強化促進費補助金
五十四　次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金
五十五　卓越研究員事業
五十六　次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト
五十七　省エネルギー社会の実現に資する次世代半導体研究開発

別表第二の4中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第十五号までを削り、第十六号を第十一号とし、同表の4に次の二号を加える。

十二　厚生労働行政推進調査事業費補助金
十三　保健衛生医療調査等推進事業費補助金

別表第二の6中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号及び第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号から第十三号までを削り、第十四号を第五号とし、第十五号を第六号とし、第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第七号とし、第十九号及び第二十号を削り、第二十一号中「航空機用構造部材創製・加工」を「構造部材・システム」に改め、同号を第八号とし、第二十二号を第九号とし、第二十三号から第二十五号までを削り、第二十六号を第十号とし、第二十七号を第十一号とし、第二十八号及び第二十九号を削り、第三十号を第十二号とし、第三十一号を削り、第三十二号を第十三号とし、第三十三号を削り、第三十四号を第十四号とし、第三十五号及び第三十六号を削り、